

令和7年11月秋田市議会定例会提出案件目次

番号	件名
112	秋田市部設置条例の一部を改正する件
113	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件
114	秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件
115	秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
116	秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
117	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件
118	秋田市児童館条例の一部を改正する件
119	秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件
120	秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件
121	秋田市火災予防条例の一部を改正する件
122	秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件
123	秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件
124	秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件
125	秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を指定する件
126	秋田市営住宅等の指定管理者を指定する件
127	市道路線を認定する件
128	市道上北手百崎2号線ほか1路線道路災害復旧（6災258号）工事（第2期）請負契約を締結する件
129	令和7年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件
130	令和7年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件
131	令和7年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）の件
132	令和7年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件
133	令和7年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件
134	令和7年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）の件
135	令和7年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）の件
136	令和7年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）の件
137	令和7年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）の件
138	令和7年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）の件
139	令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）の件

	件
140	令和 7 年度秋田市水道事業会計補正予算（第 2 号）の件
141	令和 7 年度秋田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）の件
142	令和 7 年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）の件

議案第112号

秋田市部設置条例の一部を改正する件

秋田市部設置条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市部設置条例の一部を改正する条例

秋田市部設置条例（昭和56年秋田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条企画財政部の項を次のように改める。

企画政策部

- (1) 総合企画および調整に関すること。
- (2) 国際交流に関すること。
- (3) 情報化に関すること。
- (4) 調査統計に関すること。
- (5) 広報に関すること。
- (6) 広聴に関すること。

第1条企画政策部の項の次に次のように加える。

財政部

- (1) 予算その他の財務に関すること。
- (2) 税に関すること。
- (3) 公共施設等の総合調整に関すること。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

企画財政部を廃止し、企画政策部および財政部を新設するため、改正しようとするものである。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件

特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

9 令和8年1月1日から同年3月31日までの間に支給する市長の給料月額は、第3条および附則第6項本文の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の給料月額を減額するため、改正しようとするものである。

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する件

秋田市大森山動物園条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市大森山動物園条例の一部を改正する条例

秋田市大森山動物園条例（平成17年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「730円」を「1,000円」に、「630円」を「900円」に、「530円」を「800円」に、「1,250円」を「2,400円」に改め、同表の備考を次のように改める。

備考 高校生以下の入園料は、無料とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市大森山動物園条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入園に係る施行日以後に納付すべき入園料について適用し、施行日前の入園に係る入園料および施行日以後の入園に係る施行日前に納付すべき入園料については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の秋田市大森山動物園条例の規定に基づき発行された回数券については、施行日以後においても使用することができる。

提案理由

大森山動物園の入園料の適正化を図るため、改正しようとするものである。

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第25条中「の職員は」を「（幼保連携型認定こども園および幼稚園を除く。第3号において同じ。）の職員は」に改め、同条に次の1項を加える。

2 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園又は幼稚園に限る。）の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる行為
- (2) 教育・保育給付認定子どもの心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育・保育給付認定子どもの心身に

有害な影響を与える行為をすること。

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第59号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の1条を加える。

（虐待等の禁止）

第6条の2 幼保連携型認定こども園の職員は、園児に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 園児の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 園児にわいせつな行為をすること又は園児をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 園児の心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
- (4) 園児に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の園児に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、園児の心身に有害な影響を与える行為をすること。

第23条を削り、第24条を第23条とし、第25条から第28条までを1条ずつ繰り上げる。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第3条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第8条第4項中「の職員は」を「（幼稚園型認定こども園を除く。以下この項において同じ。）の職員は」に改め、同条に次の1項を加える。

5 幼稚園型認定こども園の職員は、当該幼稚園型認定こども園の子どもに対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 前項第1号、第2号および第4号に掲げる行為

- (2) 子どもの心身に重大な危険が生じ、又は生じるおそれのある場合において、業務上必要な注意を怠り、当該危険を防止するための必要な措置を講じないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもの心身に有害な影響を与える行為をすること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和7年内閣府令第80号）等に伴い、虐待等の禁止に係る運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例および秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第60号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項を次のように改める。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握し

なければならない。

児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

(秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 秋田市指定通所支援の事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例（令和元年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第33条第2項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同項の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
----------------	-----------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の一部改正（令和7年内閣府令第82号）に伴い、健康診断の実施に係る運営に関する基準を改めるため、改正しようとするものである。

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部
を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成
24年秋田市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査
(母子保健法(昭和40年法律第141号)第12条又は第13条に規定する健康
診査をいう。同表において同じ。)（以下この項において「健康診断等」
といふ。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診
断の結果」を「健康診断等の結果」に改める。

第27条第1項第2号の次に次の1号を加える。

(2)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第5条の2の
8に規定するこども家庭ソーシャルワーカー(以下「こども家庭ソー
シャルワーカー」という。)の資格を有する者

第27条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改める。

第28条第4号の次に次の1号を加える。

(4)の2 こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者
別表第1に次のように加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。ただし、第16条第2項の改正規定および別表第1に次のように加える改正規定は、公布の日から施行する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和7年内閣府令第92号）等に伴い、母子生活支援施設の長の資格要件等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第118号

秋田市児童館条例の一部を改正する件

秋田市児童館条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市児童館条例の一部を改正する条例

秋田市児童館条例（平成16年秋田市条例第119号）の一部を次のように改正する。

別表秋田市土崎児童館の項を削り、同表秋田市土崎南児童センターの項中「秋田市土崎南児童センター」を「秋田市土崎児童センター」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

土崎児童館を廃止するとともに、土崎南児童センターの名称を改めるため、改正しようとするものである。

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する件

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

秋田市建築基準法関係手数料条例（平成12年秋田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第52号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表第53号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

建築基準法施行令の一部改正（令和7年政令第310号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する件

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例（平成5年秋田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第6条および第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条および第11条中「28円35銭」を「30円73銭」に、「58万6,905円」を「60万9,690円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の秋田市議会議員および秋田市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

市議会議員および市長の選挙における選挙運動用ビラおよび選挙運動用ポスターの作成の公営に要する経費の算定に係る限度額を引き上げるため、改正しようとするものである。

秋田市火災予防条例の一部を改正する件

秋田市火災予防条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市火災予防条例の一部を改正する条例

秋田市火災予防条例（昭和48年秋田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3章の2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」を「第3章の2 住宅用防災機器の設置および維持に関する基準等（第29条の2—第29条の7）」に改める。

の8・第29条の9） 第3章の3 林野火災の予防（第29条）

第29条中「警報」の次に「（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第7号を削る。

第3章の2の次に次の1章を加える。

第3章の3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第29条の8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の

使用の制限に従うよう努めなければならない区域を指定することができる。

（林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限）

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第53条第1号中「行為」の次に「（たき火を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

林野火災に関する注意報の発令等について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する件

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

秋田市水道事業等の設置等に関する条例（昭和41年秋田市条例第33号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（上下水道事業経営審議会）

第8条 管理者の諮問に応じ水道事業等の経営に関する事項を調査審議するため、秋田市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、水道事業等の経営に関する事項について、管理者に意見を述べることができる。
- 3 審議会は、委員15人以内をもって組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者、水道、下水道又は農業集落排水施設の使用者その他管理者が適当と認める者のうちから、管理者が委嘱する。
- 5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

水道事業等の経営に関する事項の調査審議を行う秋田市上下水道事業経営審議会を設置するため、改正しようとするものである。

議案第123号

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する件

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を次のように改正する。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議員報酬、報酬等の額およびその支給方法に関する条例（昭和22年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2佐竹史料館協議会委員の項の次に次のように加える。

上下水道事業経営審議会委員	日額 10,000円
---------------	------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上下水道事業経営審議会委員の報酬の額を定めるため、改正しようとするものである。

議案第124号

秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定する件

次により秋田市雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | |
|---------|---|
| 1 施設名 | 秋田市雄和観光花き栽培園 |
| 2 指定管理者 | 秋田市雄和妙法字糠塚21番地
株式会社秋田国際ダリア園
代表取締役 鶩澤 康二 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

雄和観光花き栽培園の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるようとするものである。

議案第125号

秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を指定する件

次により秋田市まちなか観光案内所の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | |
|---------|--|
| 1 施設名 | 秋田市まちなか観光案内所 |
| 2 指定管理者 | 秋田市大町一丁目2番37号
公益財団法人秋田観光コンベンション協会
理事長 辻 良之 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

まちなか観光案内所の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるうとするものである。

議案第126号

秋田市営住宅等の指定管理者を指定する件

次により秋田市営住宅等の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | |
|---------|---|
| 1 施設名 | 秋田市営住宅
河辺松渕一般特定住宅
雄和糠塚一般特定住宅
河辺松渕単身特定住宅 |
| 2 指定管理者 | 秋田市中通二丁目3番8号
アトリオンビル5階
一般財団法人秋田県建築住宅センター
理事長 中野 賢俊 |
| 3 指定の期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |

提案理由

秋田市営住宅等の指定管理者を指定するため、議会の議決を求めるようとするものである。

議案第127号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

路 線 名	起 点 地 番	重要な 経過地	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
	終 点 地 番			
手形西谷地68 号線	手形字中谷地14番 2地先		50. 10	6. 00
	手形字中谷地14番 3地先			
仁井田本町21 号線	仁井田本町三丁目34番 2地先		71. 40	4. 00 ～ 6. 60
	仁井田本町三丁目444番 1地先			

提案理由

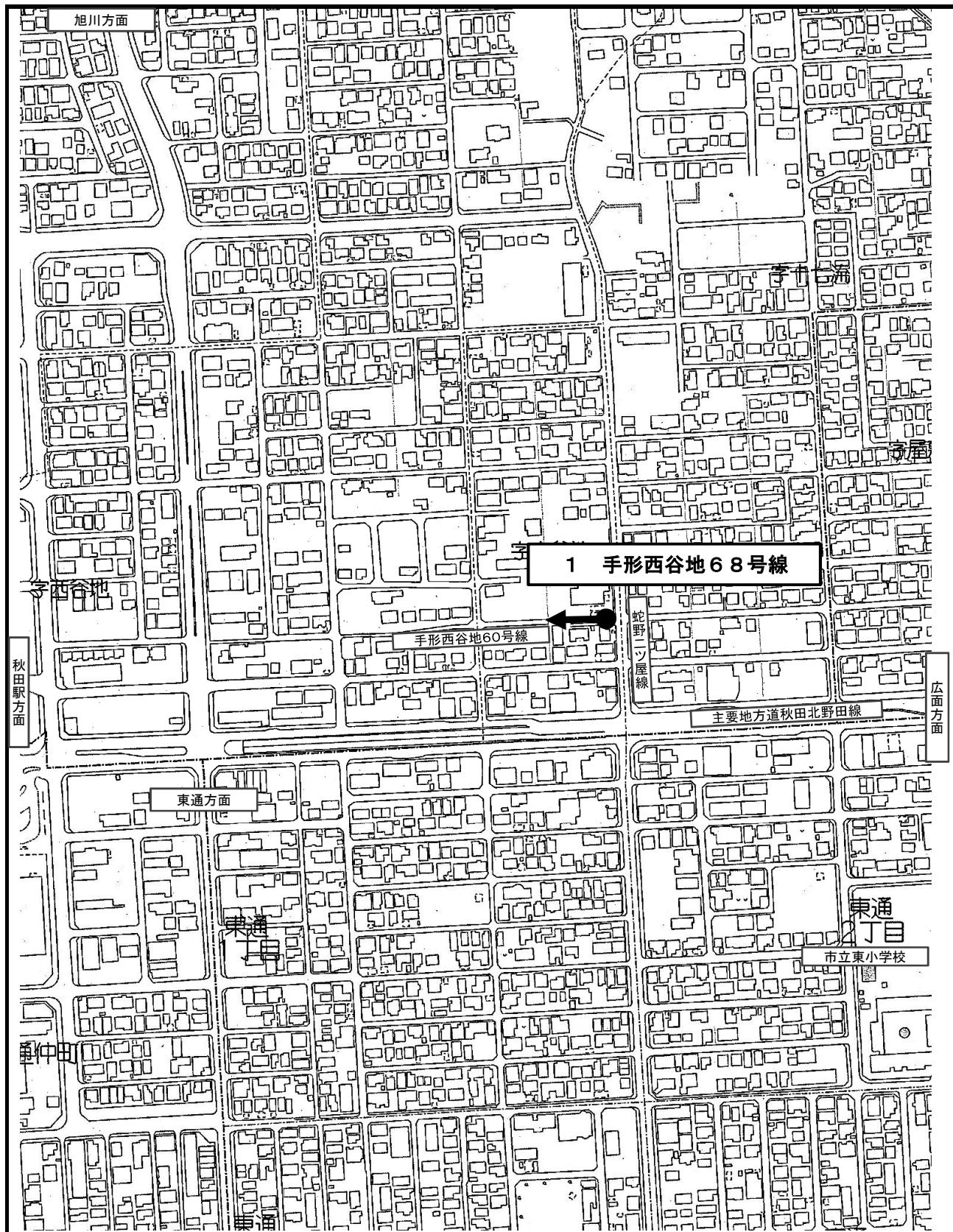
区画整理事業に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	手形西谷地68号線	50.10	6.00
2	仁井田本町21号線	71.40	4.00～6.60
合計延長		121.50	

市道認定路線図

No. 1

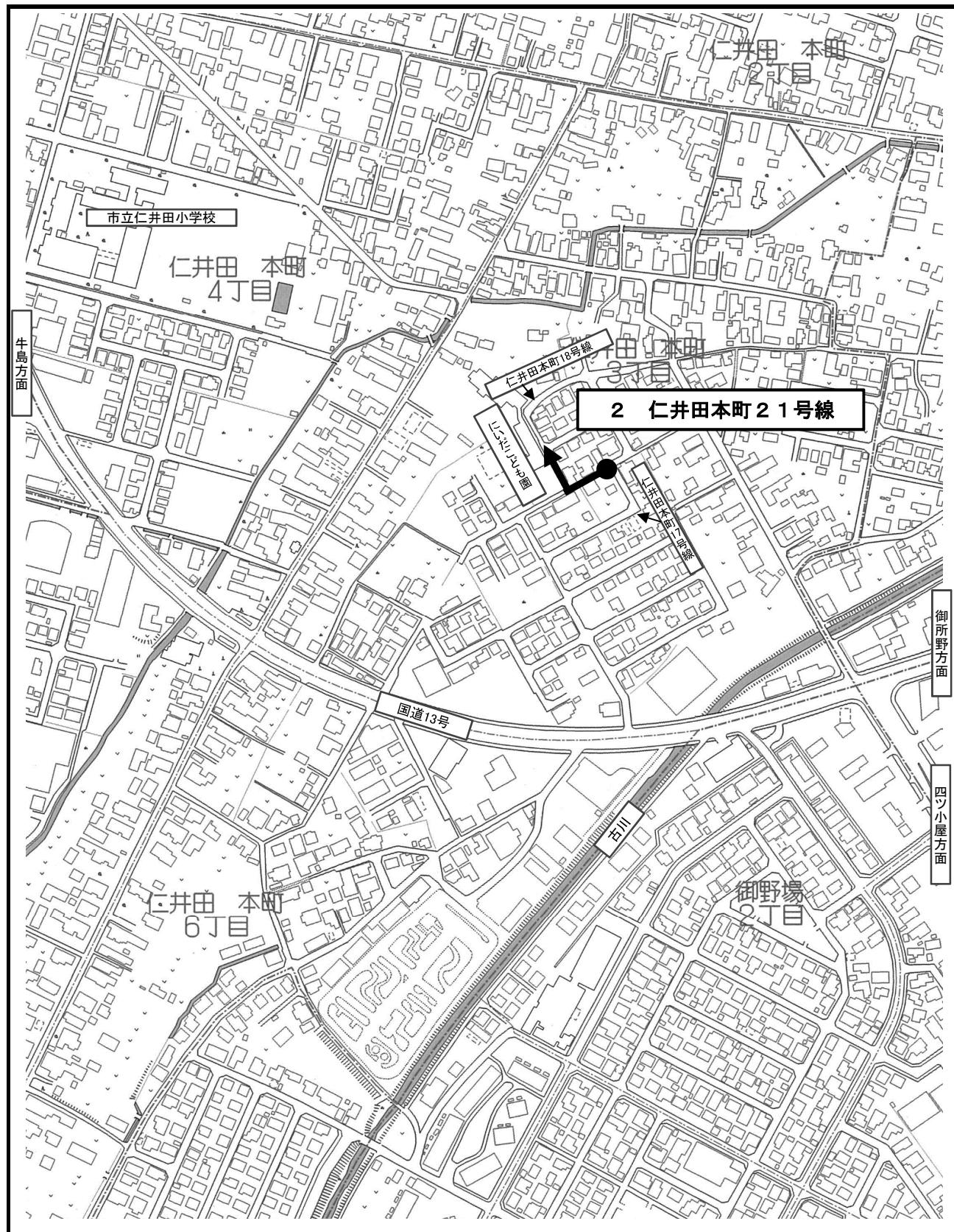
手形西谷地68号線



市道認定路線図

No. 2

仁井田本町21号線



議案第128号

市道上北手百崎2号線ほか1路線道路災害復旧（6災258号）工事 (第2期) 請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

- | | |
|-----------|---|
| 1 工 事 名 | 市道上北手百崎2号線ほか1路線道路災害復旧（6
災258号）工事（第2期） |
| 2 工 事 場 所 | 秋田市山手台二丁目地内 |
| 3 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 契 約 金 額 | 214,500,000円 |
| 5 契約の相手方 | 中央土建・エコシビル特定建設工事共同企業体
代表者 秋田市大町一丁目3番8号
秋田ディライトビル1階
中央土建株式会社
代表取締役 伊 藤 久 嗣 |

提案理由

市道上北手百崎2号線ほか1路線道路災害復旧（6災258号）工事（第2期）を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

令和7年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和7年度秋田市的一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ866,242千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ149,970,736千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（市債の補正）

第4条 市債の補正は、「第4表 市債補正」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 島根県歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
16 国庫支出金		26,760,012	172,000	26,932,012
	1 国庫負担金	21,767,419	32,202	21,799,621
	2 国庫補助金	4,913,210	134,773	5,047,983
	3 委託金	79,383	5,025	84,408
17 県支出金		10,533,303	18,851	10,552,154
	1 県負担金	6,828,561	10,286	6,838,847
	2 県補助金	2,888,177	8,565	2,896,742
19 寄附金		2,529,033	351,000	2,880,033
	1 寄附金	2,529,033	351,000	2,880,033
21 繰越金		1,046,435	166,691	1,213,126
	1 繰越金	1,046,435	166,691	1,213,126
23 市債		10,614,900	157,700	10,772,600
	1 市債	10,614,900	157,700	10,772,600
歳 入 合 計		149,104,494	866,242	149,970,736

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総務費		18,979,764	271,249	19,251,013
	1 総務管理費	16,461,288	189,774	16,651,062
	2 徴税費	1,208,066	69,815	1,277,881
	5 統計調査費	195,766	11,660	207,426
3 民生費		56,771,439	62,922	56,834,361
	1 社会福祉費	26,638,380	57,897	26,696,277
	4 国民年金費	51,397	5,025	56,422
4 衛生費		10,864,913	93,862	10,958,775
	1 環境衛生費	548,844	8,148	556,992
	2 保健所費	2,393,242	59,925	2,453,167
	7 母子衛生費	792,982	25,789	818,771
7 商工費		9,870,210	156,677	10,026,887
	1 商工費	9,870,210	156,677	10,026,887
10 教育費		12,966,188	274,032	13,240,220
	2 小学校費	2,954,625	57,746	3,012,371
	3 中学校費	1,657,856	16,595	1,674,451
	5 幼稚園費	340,075	55,600	395,675
	6 社会教育費	2,597,276	101,479	2,698,755
	7 保健体育費	829,936	42,612	872,548
11 災害復旧費		175,562	7,500	183,062
	1 農林水産施設災害復旧費	10,002	7,500	17,502
歳 出 合 計		149,104,494	866,242	149,970,736

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴稅費	税制改正関連システム改修経費	千円 69,815
4 衛生費	2 保健所費	保健所・保健センター改修経費	57,519
8 土木費	5 都市計画費	土地区画整理会計繰出金	345,000
10 教育費	2 小学校費	小学校屋根等防水改修事業	24,760
	6 社会教育費	明徳館施設整備等経費	98,000

第3表 債務負担行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度 額
外部監査実施経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 10,753
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	1,395,877
企業版ふるさと納税推進事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,200
基幹系システム標準化・運用事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	338,085
文化創造館管理運営経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	112,760
あきた芸術劇場管理運営費	令和7年度 ↓ 令和8年度	132,437
旧松倉家住宅管理運営経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	24,447
「美術館の街」活性化事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	27,500
戸籍システム標準化事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	44,585
戸籍システム更新・運用経費	令和7年度 ↓ 令和10年度	40,255
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	令和7年度 ↓ 令和10年度	111,966
戸籍システム等改修経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	22,724
国民年金システム改修経費	令和7年度 ↓ 令和8年度	7,480
後期高齢者健康診査事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	168,257

事 項	期 間	限 度 額
社会福祉関連サービス委託経費等	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 22,138
障がい者福祉関連サービス委託経費等	令和7年度 ↓ 令和8年度	164,125
老人福祉関連サービス委託経費等	令和7年度 ↓ 令和8年度	10
健康管理関連事業委託経費等	令和7年度 ↓ 令和8年度	18,566
在宅子育てサポート事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	1,790
子ども広場運営事業	令和7年度 ↓ 令和10年度	70,053
農業経営等復旧・継続支援対策事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	1,362
道路維持修繕事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	81,869
冬みち安全安心対策除雪強化事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	17,000
消融雪施設整備事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	124,000
道路改良事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	80,000
側溝改良事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	90,000
交通安全施設等整備事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	43,197
古川流域治水対策事業	令和7年度 ↓ 令和8年度	1,147

事 項	期 間	限 度 額
都市公園バリアフリー化事業	令和7年度 ⋮ 令和8年度	千円 11,000
市議会会議録閲覧検索システム運用経費	令和7年度 ⋮ 令和12年度	3,170
I C T 支援員配置経費	令和7年度 ⋮ 令和10年度	138,996
飯島南小学校スクールバス車両借上経費	令和7年度 ⋮ 令和12年度	38,950
明徳館文庫運営事業	令和7年度 ⋮ 令和10年度	26,007
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定文書法制課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	4,339
同 上 (令和7年度設定防災安全対策課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	16,756
同 上 (令和7年度設定財産管理活用課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	27,828
同 上 (令和7年度設定工事検査室分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	6,102
同 上 (令和7年度設定企画調整課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	858
同 上 (令和7年度設定財政課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	3,604
同 上 (令和7年度設定情報統計課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	166,242
同 上 (令和7年度設定広報広聴課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	163,336
同 上 (令和7年度設定市民税課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	39,782

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定東京事務所分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 6,201
同 上 (令和7年度設定観光振興課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	302,949
同 上 (令和7年度設定文化振興課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	4,672
同 上 (令和7年度設定スポーツ振興課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	107,550
同 上 (令和7年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	85,726
同 上 (令和7年度設定大森山動物園分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	22,258
同 上 (令和7年度設定秋田城跡歴史資料館分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,014
同 上 (令和7年度設定民俗芸能伝承館分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	453
同 上 (令和7年度設定佐竹史料館分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	15,473
同 上 (令和7年度設定生活総務課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,222
同 上 (令和7年度設定市民課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,646
同 上 (令和7年度設定西部市民サービスセンター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	46,739
同 上 (令和7年度設定新屋ガラス工房分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	1,559
同 上 (令和7年度設定北部市民サービスセンター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	120,482

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定河辺市民サービスセンター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 43,078
同 上 (令和7年度設定雄和市民サービスセンター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	20,679
同 上 (令和7年度設定南部市民サービスセンター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	105,561
同 上 (令和7年度設定東部市民サービスセンター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	64,741
同 上 (令和7年度設定中央市民サービスセンター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	88,272
同 上 (令和7年度設定市民相談センター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,791
同 上 (令和7年度設定福祉総務課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	59,236
同 上 (令和7年度設定食肉衛生検査所分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	4,735
同 上 (令和7年度設定保健総務課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	19,563
同 上 (令和7年度設定子ども育成課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	6,443
同 上 (令和7年度設定子ども福祉課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,586
同 上 (令和7年度設定子ども健康課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	20
同 上 (令和7年度設定子育て相談支援課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	334
同 上 (令和7年度設定環境総務課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,653,600

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定産業企画課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 267,695
同 上 (令和7年度設定建設総務課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	182,921
同 上 (令和7年度設定都市総務課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	331,014
同 上 (令和7年度設定会計課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	177
同 上 (令和7年度設定議会事務局分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,086
同 上 (令和7年度設定農業委員会事務局分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,320
同 上 (令和7年度設定教育委員会総務課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	45,373
同 上 (令和7年度設定学事課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	107,687
同 上 (令和7年度設定教育研究所分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,370
同 上 (令和7年度設定生涯学習室分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	10,382
同 上 (令和7年度設定太平山自然学習センター分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	13,139
同 上 (令和7年度設定自然科学学習館分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	8,682
同 上 (令和7年度設定中央図書館明徳館分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	5,170
同 上 (令和7年度設定秋田商業高等学校分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,801

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定御所野学院高等学校分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	千円 2,273
同 上 (令和7年度設定秋田公立美術大学附属高等学院分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	748
同 上 (令和7年度設定消防本部総務課分)	令和7年度 ⋮ 令和8年度	63,736

(変 更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
住民基本台帳業務関連システム標準化対応経費	令和7年度 ⋮ 令和8年度	千円 7,334	令和7年度 ⋮ 令和8年度	千円 10,123

第4表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
保 健 所 費	千円	千円	千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 場合、利率の 見直しを行つ た後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金の場合はそ の融資条件による。銀 行その他の場合は債権 者と協議して定める。 ただし財政の都合によ り据置期間及び償還期 限を短縮し、もしくは 繰上償還又は低利に借 換することができる。
小 学 校 費	483,900	24,700	508,600			
社 会 教 育 費	531,900	73,500	605,400			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,900	4,800	6,700			
計	10,614,900	157,700	10,772,600			

令和7年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 土地区画整理費	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	千円 690,000

第2表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ⋮ 令和8年度		千円 12,495

令和7年度秋田市市営墓地会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の市営墓地会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 6,985

令和7年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,591千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ481,731千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 島入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
4 繰越金		7,700	2,591	10,291
	1 繰越金	7,700	2,591	10,291
	歳 入 合 計	479,140	2,591	481,731

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総務費		409, 634	2, 591	412, 225
	1 総務管理費	409, 634	2, 591	412, 225
	歳 出 合 計	479, 140	2, 591	481, 731

第2表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ⋮ 令和8年度		千円 114,675

令和7年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の大森山動物園会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 22,068

令和7年度秋田市廃棄物発電会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の廃棄物発電会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 28,953

令和7年度秋田市学校給食費会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	令和7年度 ↓ 令和10年度	千円 4,816,909
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,448

令和7年度秋田市国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の国民健康保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ404千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,677,305千円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 島入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 繰越金		1	404	405
	1 繰越金	1	404	405
	歳 入 合 計	29,676,901	404	29,677,305

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 諸支出金		千円 19,758	千円 404	千円 20,162
	1 償還金及び還付加算金	19,757	404	20,161
	歳 出 合 計	29,676,901	404	29,677,305

第2表 債務負擔行為補正

(追 加)

事 項	期 間	限 度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 373,266

令和7年度秋田市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）

令和7年度秋田市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 39

令和7年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,074千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,650,456千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 嶸入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 島根県議会議員議報

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
7 繰入金		4,670,598	19,074	4,689,672
	1 一般会計繰入金	4,670,597	19,074	4,689,671
	歳 入 合 計	31,631,382	19,074	31,650,456

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 326,100	千円 19,074	千円 345,174
	1 総務管理費	326,100	19,074	345,174
	歳 出 合 計	31,631,382	19,074	31,650,456

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事務処理システム等更新・運用経費 (現行システム分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 67,654
介護保険関連サービス委託経費等	令和7年度 ↓ 令和8年度	45,474
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定福祉総務課分)	令和7年度 ↓ 令和8年度	6,453

議案第139号

令和7年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）

令和7年度秋田市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第1表債務負担行為」による。

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

第1表 債務負擔行為

事 項	期 間	限 度	額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 3,263

令和7年度秋田市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度秋田市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度秋田市水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和7年度から8年度まで	948,727千円
水道施設切廻等 業務委託経費	令和7年度から8年度まで	148,400千円
鉛製給水管取出部 解消業務委託経費	令和7年度から8年度まで	57,400千円
配水管整備事業	令和7年度から8年度まで	652,000千円
電気防食装置 更 新 工 事	令和7年度から8年度まで	50,000千円

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和7年度秋田市下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度秋田市下水道事業会計予算第6条に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和7年度から8年度まで	79,146千円
汚水ポンプ場等 維持管理業務	令和7年度から8年度まで	180,964千円
管渠建設事業	令和7年度から8年度まで	1,153,000千円
浸水対策下水道事業	令和7年度から8年度まで	510,000千円

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

令和7年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和7年度秋田市農業集落排水事業会計の補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 令和7年度秋田市農業集落排水事業会計予算第5条に次の事項、
期間及び限度額を追加する。

事 項	期 間	限 度 額
施設設備管理費 及び機器使用料等	令和7年度から8年度まで	12,210千円
農業集落排水 処理施設維持管理 包括業務委託	令和7年度から12年度まで	86,900千円
個別排水処理 施設維持管理 包括業務委託	令和7年度から12年度まで	125,950千円

令和7年11月28日提出

秋田市長 沼 谷 純

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	千円 26,760,012	千円 172,000	千円 26,932,012
17 県支出金	10,533,303	18,851	10,552,154
19 寄附金	2,529,033	351,000	2,880,033
21 繰越金	1,046,435	166,691	1,213,126
23 市債	10,614,900	157,700	10,772,600
歳入合計	149,104,494	866,242	149,970,736

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	18,979,764	271,249	19,251,013
3 民生費	56,771,439	62,922	56,834,361
4 衛生費	10,864,913	93,862	10,958,775
7 商工費	9,870,210	156,677	10,026,887
10 教育費	12,966,188	274,032	13,240,220
11 災害復旧費	175,562	7,500	183,062
歳 出 合 計	149,104,494	866,242	149,970,736

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 国県支出金	財 源 市 債	そ の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
			271,249
6,300			56,622
14,400	54,700		24,762
			156,677
38,086	98,200		137,746
	4,800		2,700
58,786	157,700	0	649,756

2 歳 入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	千円 115,041	千円 11,630	千円 126,671	1 保健所費負担金	千円 733
				2 母子衛生費負担金	10,897
3 教育費国庫負担金	125,235	20,572	145,807	1 幼稚園費負担金	20,572
計	21,767,419	32,202	21,799,621		

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	1,843,756	132,065	1,975,821	1 総務管理費補助金	132,065
2 民生費国庫補助金	644,017	850	644,867	2 障害者福祉費補助金	850
3 衛生費国庫補助金	175,832	1,858	177,690	1 保健所費補助金	33
				3 母子衛生費補助金	1,825
計	4,913,210	134,773	5,047,983		

16款 国庫支出金

3項 委託金

2 民生費委託金	63,134	5,025	68,159	4 国民年金費委託金	5,025
----------	--------	-------	--------	------------	-------

説	明	
05 結核医療費負担金	(保健総)	千円 733
02 小児慢性特定疾病医療費負担金	(子ど健)	10,897
01 子どものための教育・保育給付交付金	(子ど育)	20,572

71 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	(財政)	132,065
14 地域生活支援事業費補助金	(福祉総)	850
12 結核医療費補助金	(保健総)	33
06 子ども・子育て支援交付金	(子ど健)	1,825

03 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金	(国保年)	5,025
-----------------------------	-------	-------

16款 国庫支出金

16款 国庫支出金
3項 委託金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
計	千円 79,383	千円 5,025	千円 84,408		千円

17款 県支出金
1項 県負担金

3 教育費県負担金	60,454	10,286	70,740	1 幼稚園費負担金	10,286
計	6,828,561	10,286	6,838,847		

17款 県支出金
2項 県補助金

2 民生費県補助金	2,005,583	425	2,006,008	2 障害者福祉費補助金	425
3 衛生費県補助金	59,509	912	60,421	3 母子衛生費補助金	912
8 教育費県補助金	71,633	7,228	78,861	3 幼稚園費補助金	7,228
計	2,888,177	8,565	2,896,742		

19款 寄附金
1項 寄附金

1 総務費寄附金	2,512,192	350,000	2,862,192	1 総務管理費寄附金	350,000
6 教育費寄附金	10,100	1,000	11,100	3 小学校費寄附金	1,000
計	2,529,033	351,000	2,880,033		

説	明
	千円

01 子どものための教育・保育給付費負担金	(子ども育)	10,286

08 地域生活支援事業費補助金	(福祉総)	425
11 産後ケア支援事業費補助金	(子ども健)	912
04 施設型給付費地方単独費用補助金	(子ども育)	7,228

06 総務管理費寄附金	(人移対)	350,000
01 小学校費寄附金	(教委総)	1,000

16款 国庫支出金 17款 県支出金 19款 寄附金

2 1 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1, 046, 435	千円 166, 691	千円 1, 213, 126	1 前年度繰越金	千円 166, 691
計	1, 046, 435	166, 691	1, 213, 126		

2 3 款 市債

1 項 市債

3 衛生債	317, 700	54, 700	372, 400	4 保健所債	54, 700
9 教育債	1, 537, 800	98, 200	1, 636, 000	1 小学校債	24, 700
				3 社会教育債	73, 500
10 災害復旧債	45, 800	4, 800	50, 600	2 農林水産施設 災害復旧債	4, 800
計	10, 614, 900	157, 700	10, 772, 600		

説	明	
01 前年度繰越金	(財政)	千円 166,691

01 保健施設整備債	(財政)	54,700
01 小学校建設債	(財政)	24,700
01 社会教育施設建設債	(財政)	73,500
01 農地農業用施設災害復旧債	(財政)	4,800

21款 繰越金 23款 市債

3 歳 出

2款 総務費

1項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	市債	その他			
6 企画費	千円 1,480,341	千円 188,275	千円 1,668,616	千円	千円	千円	千円 188,275		
13 市民サービスセンター費	948,661	1,499	950,160				1,499		
計	16,461,288	189,774	16,651,062	0	0	0	189,774		

2款 総務費

2項 徴税費

2 賦課徴収費	317,348	69,815	387,163				69,815
計	1,208,066	69,815	1,277,881	0	0	0	69,815

2款 総務費

5項 統計調査費

1 統計調査総務費	40,193	11,660	51,853				11,660
計	195,766	11,660	207,426	0	0	0	11,660

3款 民生費

1項 社会福祉費

2 障害者福祉費	9,479,513	7,104	9,486,617	1,275			5,829
----------	-----------	-------	-----------	-------	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
11 役務費	千円 31,386	【企画財政部関係】 秋田市ふるさと応援寄附金推進事業
12 委託料	156,889	
12 委託料	1,499	【市民生活部関係】 雄和市民サービスセンター大規模改修事業

12 委託料	69,815	【企画財政部関係】 税制改正関連システム改修経費	69,815

2 給料	7,653	【企画財政部関係】	11,660
3 職員手当等	4,007	統計調査総務人件費	11,660

12 委託料	1,702	【福祉保健部関係】	7,104
18 負担金、補助 及び交付金	5,402	障がい者交通費補助事業	5,402
		身体障がい者訪問入浴サービス事業	1,702

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	市債	その他			
3 老人福祉費	千円 1,152,763	千円 31,719	千円 1,184,482	千円	千円	千円	千円 31,719		
7 介護保険費	4,670,705	19,074	4,689,779				19,074		
計	26,638,380	57,897	26,696,277	1,275	0	0	56,622		

3款 民生費

4項 国民年金費

1 国民年金事務費	51,397	5,025	56,422	5,025				
計	51,397	5,025	56,422	5,025	0	0	0	0

4款 衛生費

1項 環境衛生費

4 斎場費	121,951	8,148	130,099					8,148
計	548,844	8,148	556,992	0	0	0	0	8,148

4款 衛生費

2項 保健所費

1 保健所総務費	828,764	57,519	886,283		54,700			2,819
----------	---------	--------	---------	--	--------	--	--	-------

節		説明
区分	金額	
18 負担金、補助 及び交付金	千円 31,719	【福祉保健部関係】 高齢者コインバス事業 千円 31,719
27 繰出金	19,074	【福祉保健部関係】 介護保険事業会計繰出金 19,074

12 委託料	5,025	【市民生活部関係】 国民年金システム改修経費	5,025 5,025

10 需用費	8,148	【市民生活部関係】 斎場管理費	8,148 8,148

10 需用費	6,753	【福祉保健部関係】	57,519
13 使用料及び賃 借料	456	保健所・保健センター改修経費	57,519
14 工事請負費	50,310		

3款 民生費 4款 衛生費

4款 衛生費

2項 保健所費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
4 結核対策費	千円 10,180	千円 2,406	千円 12,586	千円 766	千円	千円	千円 1,640
計	2,393,242	59,925	2,453,167	766	54,700	0	4,459

4款 衛生費

7項 母子衛生費

1 母子保健費	792,982	25,789	818,771	13,634			12,155
計	792,982	25,789	818,771	13,634	0	0	12,155

7款 商工費

1項 商工費

1 商工総務費	277,091	24,612	301,703				24,612
2 商業振興費	6,921,736	30,000	6,951,736				30,000
3 工業振興費	751,722	102,065	853,787				102,065
計	9,870,210	156,677	10,026,887	0	0	0	156,677

節		説明
区分	金額	
19 扶助費	千円 1,046	【福祉保健部関係】 2,406
22 償還金、利子 及び割引料	1,360	結核医療費公費負担事業 2,406

12 委託料	3,652	【子ども未来部関係】 25,789
19 扶助費	22,137	小児慢性特定疾病支援事業 22,137
		育児支援事業 3,652

2 給料	11,835	【産業振興部関係】 24,612
3 職員手当等	12,777	商工総務人件費 24,612
18 負担金、補助 及び交付金	30,000	【産業振興部関係】 30,000 秋田駅前大型商業施設消費喚起支援事業 30,000
18 負担金、補助 及び交付金	102,065	【産業振興部関係】 102,065 清酒製造業者支援事業 102,065

4款 衛生費 7款 商工費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源	
				特定財源					
				国県支出金	市債	その他			
1 学校管理費	千円 1,576,269	千円 31,986	千円 1,608,255	千円	千円	千円	千円 31,986		
2 教育振興費	370,293	1,000	371,293				1,000		
4 学校建設費	680,013	24,760	704,773		24,700		60		
計	2,954,625	57,746	3,012,371	0	24,700	0	33,046		

10款 教育費

3項 中学校費

1 学校管理費	777,558	16,595	794,153				16,595
計	1,657,856	16,595	1,674,451	0	0	0	16,595

10款 教育費

5項 幼稚園費

1 幼稚園費	340,075	55,600	395,675	38,086			17,514
計	340,075	55,600	395,675	38,086	0	0	17,514

10款 教育費

6項 社会教育費

4 図書館費	153,233	101,479	254,712		73,500		27,979
--------	---------	---------	---------	--	--------	--	--------

節		説明
区分	金額	
10 需用費	千円 31,986	【教育委員会関係】 小学校管理費
10 需用費	1,000	【教育委員会関係】 小学校教育振興費
14 工事請負費	24,760	【教育委員会関係】 小学校屋根等防水改修事業

10 需用費	16,595	【教育委員会関係】 中学校管理費	16,595

19 扶助費	55,600	【子ども未来部関係】 幼稚園給付費	55,600

10 需用費	3,479	【教育委員会関係】	101,479
14 工事請負費	98,000	明徳館施設整備等経費	98,000
		明徳館管理費	3,479

10款 教育費

6項 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 2,597,276	千円 101,479	千円 2,698,755	千円 0	千円 73,500	千円 0	千円 27,979

10款 教育費

7項 保健体育費

1 保健体育総務費	321,691	42,612	364,303				42,612
計	829,936	42,612	872,548	0	0	0	42,612

11款 災害復旧費

1項 農林水産施設災害復旧費

1 農地農業用施設災害復旧費	10,001	7,500	17,501		4,800		2,700
計	10,002	7,500	17,502	0	4,800	0	2,700

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

2 納入料	23,938	【観光文化スポーツ部関係】	42,612
3 職員手当等	18,674	保健体育総務人件費	42,612

10 需用費	5,000	【産業振興部関係】	7,500
11 役務費	2,500	農地農業用施設災害復旧事業	7,500

10款 教育費 11款 災害復旧費

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(93) 4,247	2,232,621	9,952,005	7,092,390	19,277,016	3,768,195	23,045,211	
補正前	(93) 4,234	2,232,621	9,908,579	7,056,932	19,198,132	3,768,195	22,966,327	
比較	(0) 13	0	43,426	35,458	78,884	0	78,884	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	225,924	766,583	313,080	184,454	162,987	2,602,164	2,142,121	87,209
補正前		224,217	761,771	310,292	183,526	161,649	2,591,237	2,132,156	87,209
比較		1,707	4,812	2,788	928	1,338	10,927	9,965	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等教員特別手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	
	補正後	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
補正前		258,488	164,168	2,592	5,331	6,021	3,275	165,000	
比較		0	1,799	0	0	0	0	1,194	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位:人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(93) 2,435		9,765,207	6,286,780	16,051,987	3,263,908	19,315,895	
補正前	(93) 2,422		9,721,781	6,251,322	15,973,103	3,263,908	19,237,011	
比較	(0) 13		43,426	35,458	78,884	0	78,884	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	225,924	751,037	313,080	178,924	162,987	2,175,607	1,784,368	86,985
補正前		224,217	746,225	310,292	177,996	161,649	2,164,680	1,774,403	86,985
比較		1,707	4,812	2,788	928	1,338	10,927	9,965	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等教員特別手当	管理職員特別勤務手当	児童手当	
	補正後	258,488	165,967	2,592	5,331	6,021	3,275	166,194	
補正前		258,488	164,168	2,592	5,331	6,021	3,275	165,000	
比較		0	1,799	0	0	0	0	1,194	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	1,812	2,232,621	186,798	805,610	3,225,029	504,287	3,729,316	
補正前	1,812	2,232,621	186,798	805,610	3,225,029	504,287	3,729,316	
比較	0	0	0	0	0	0	0	

職員手当等の内訳	区分	時間外勤務手当	通勤手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当	
		補正後	15,546	5,530	426,557	357,753	224
		補正前	15,546	5,530	426,557	357,753	224
		比較	0	0	0	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	43,426	その他の増減分	43,426 異動等による 増減分 43,426	職員数の異動状況 補正後 2,695 人 補正前 2,682 人 増減 13 人
職員手当等	35,458	その他の増減分	35,458 異動等による 増減分 35,458	

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

(追 加)

事 項	限 度 額	当該年 度 以 降 の	
		支 出 予 定	金 額
		期 間	
外部監査実施経費	千円 10,753	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 10,753
秋田市ふるさと応援寄附金推進事業	1,395,877	令和7年度 ↓ 令和8年度	1,395,877
企業版ふるさと納税推進事業	2,200	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,200
基幹系システム標準化・運用事業	338,085	令和7年度 ↓ 令和8年度	338,085
文化創造館管理運営経費	112,760	令和7年度 ↓ 令和8年度	112,760
あきた芸術劇場管理運営費	132,437	令和7年度 ↓ 令和8年度	132,437
旧松倉家住宅管理運営経費	24,447	令和7年度 ↓ 令和8年度	24,447
「美術館の街」活性化事業	27,500	令和7年度 ↓ 令和8年度	27,500
戸籍システム標準化事業	44,585	令和7年度 ↓ 令和8年度	44,585
戸籍システム更新・運用経費	40,255	令和7年度 ↓ 令和10年度	40,255
総合案内フロアマネジャー業務委託経費	111,966	令和7年度 ↓ 令和10年度	111,966
戸籍システム等改修経費	22,724	令和7年度 ↓ 令和8年度	22,724
国民年金システム改修経費	7,480	令和7年度 ↓ 令和8年度	7,480
後期高齢者健康診査事業	168,257	令和7年度 ↓ 令和8年度	168,257

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			一般財源
特定期	財源	その他	
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円		
			千円 10,753
			1,395,877
			2,200
		323,175	14,910
		143	112,617
		62	132,375
			24,447
		22,906	4,594
		42,267	2,318
			40,255
			111,966
			22,724
7,480			
		168,257	

事　　項	限　度　額	当　該　年　度　以　降　の		
		支　出	予　定	額
		期　間	金　額	
社会福祉関連サービス委託経費等	千円 22,138	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 22,138
障がい者福祉関連サービス委託経費等	164,125	令和7年度 ↓ 令和8年度		164,125
老人福祉関連サービス委託経費等	10	令和7年度 ↓ 令和8年度		10
健康管理関連事業委託経費等	18,566	令和7年度 ↓ 令和8年度		18,566
在宅子育てサポート事業	1,790	令和7年度 ↓ 令和8年度		1,790
子ども広場運営事業	70,053	令和7年度 ↓ 令和10年度		70,053
農業経営等復旧・継続支援対策事業	1,362	令和7年度 ↓ 令和8年度		1,362
道路維持修繕事業	81,869	令和7年度 ↓ 令和8年度		81,869
冬みち安全安心対策除雪強化事業	17,000	令和7年度 ↓ 令和8年度		17,000
消融雪施設整備事業	124,000	令和7年度 ↓ 令和8年度		124,000
道路改良事業	80,000	令和7年度 ↓ 令和8年度		80,000
側溝改良事業	90,000	令和7年度 ↓ 令和8年度		90,000
交通安全施設等整備事業	43,197	令和7年度 ↓ 令和8年度		43,197
古川流域治水対策事業	1,147	令和7年度 ↓ 令和8年度		1,147

左の財源内訳			
特定期	財源	内訳	一般財源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円 9,295	千円	千円	千円 12,843
36,860			127,265
			10
5,437			13,129
			1,790
28,218		2,784	39,051
681			681
39,400	35,400		7,069
11,333	4,500		1,167
74,400	39,600		10,000
40,000	36,000		4,000
45,000	40,500		4,500
		43,197	
			1,147

事　　項	限　　度　額	当　該　年　度　以　降　の	
		支　出	予　定
		期　間	金　額
都市公園バリアフリー化事業	千円 11,000	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 11,000
市議会会議録閲覧検索システム運用経費	3,170	令和7年度 ↓ 令和12年度	3,170
ＩＣＴ支援員配置経費	138,996	令和7年度 ↓ 令和10年度	138,996
飯島南小学校スクールバス車両借上経費	38,950	令和7年度 ↓ 令和12年度	38,950
明徳館文庫運営事業	26,007	令和7年度 ↓ 令和10年度	26,007
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定文書法制課分)	4,339	令和7年度 ↓ 令和8年度	4,339
同 上 (令和7年度設定防災安全対策課分)	16,756	令和7年度 ↓ 令和8年度	16,756
同 上 (令和7年度設定財産管理活用課分)	27,828	令和7年度 ↓ 令和8年度	27,828
同 上 (令和7年度設定工事検査室分)	6,102	令和7年度 ↓ 令和8年度	6,102
同 上 (令和7年度設定企画調整課分)	858	令和7年度 ↓ 令和8年度	858
同 上 (令和7年度設定財政課分)	3,604	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,604
同 上 (令和7年度設定情報統計課分)	166,242	令和7年度 ↓ 令和8年度	166,242
同 上 (令和7年度設定広報広聴課分)	163,336	令和7年度 ↓ 令和8年度	163,336
同 上 (令和7年度設定市民税課分)	39,782	令和7年度 ↓ 令和8年度	39,782

左の財源内訳			一般財源
特定期	定財源	その他の	
国 県 支 出 金	市 債	千円	千円
千円 5,500	千円 4,900		千円 600
			3,170
			138,996
5,006			33,944
			26,007
			4,339
			16,756
		114	27,714
		1,952	4,150
			858
		105	3,499
		26,124	140,118
		7,333	156,003
		110	39,672

事　　項	限　　度　額	当　該　年　度　以　降　の		
		支　出	予　定	額
		期　間	金　額	
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定東京事務所分)	千円 6,201	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 6,201
同 上 (令和7年度設定観光振興課分)	302,949	令和7年度 ↓ 令和8年度		302,949
同 上 (令和7年度設定文化振興課分)	4,672	令和7年度 ↓ 令和8年度		4,672
同 上 (令和7年度設定スポーツ振興課分)	107,550	令和7年度 ↓ 令和8年度		107,550
同 上 (令和7年度設定秋田市民交流プラザ管理室分)	85,726	令和7年度 ↓ 令和8年度		85,726
同 上 (令和7年度設定大森山動物園分)	22,258	令和7年度 ↓ 令和8年度		22,258
同 上 (令和7年度設定秋田城跡歴史資料館分)	3,014	令和7年度 ↓ 令和8年度		3,014
同 上 (令和7年度設定民俗芸能伝承館分)	453	令和7年度 ↓ 令和8年度		453
同 上 (令和7年度設定佐竹史料館分)	15,473	令和7年度 ↓ 令和8年度		15,473
同 上 (令和7年度設定生活総務課分)	2,222	令和7年度 ↓ 令和8年度		2,222
同 上 (令和7年度設定市民課分)	2,646	令和7年度 ↓ 令和8年度		2,646
同 上 (令和7年度設定西部市民サービスセンター分)	46,739	令和7年度 ↓ 令和8年度		46,739
同 上 (令和7年度設定新屋ガラス工房分)	1,559	令和7年度 ↓ 令和8年度		1,559
同 上 (令和7年度設定北部市民サービスセンター分)	120,482	令和7年度 ↓ 令和8年度		120,482

左の財源内訳			一般財源
特定期	定財源	その他の	
国 県 支 出 金	市 債	千円	千円
			6,201
594		17,859	284,496
			4,672
		35,308	72,242
			85,726
			22,258
			3,014
			453
			15,473
			2,222
		2,160	486
			46,739
			1,559
			120,482

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の		
		支 出	予 定	額
		期 間	金 額	
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定河辺市民サービスセンター分)	千円 43,078	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 43,078
同 上 (令和7年度設定雄和市民サービスセンター分)	20,679	令和7年度 ↓ 令和8年度		20,679
同 上 (令和7年度設定南部市民サービスセンター分)	105,561	令和7年度 ↓ 令和8年度		105,561
同 上 (令和7年度設定東部市民サービスセンター分)	64,741	令和7年度 ↓ 令和8年度		64,741
同 上 (令和7年度設定中央市民サービスセンター分)	88,272	令和7年度 ↓ 令和8年度		88,272
同 上 (令和7年度設定市民相談センター分)	2,791	令和7年度 ↓ 令和8年度		2,791
同 上 (令和7年度設定福祉総務課分)	59,236	令和7年度 ↓ 令和8年度		59,236
同 上 (令和7年度設定食肉衛生検査所分)	4,735	令和7年度 ↓ 令和8年度		4,735
同 上 (令和7年度設定保健総務課分)	19,563	令和7年度 ↓ 令和8年度		19,563
同 上 (令和7年度設定子ども育成課分)	6,443	令和7年度 ↓ 令和8年度		6,443
同 上 (令和7年度設定子ども福祉課分)	3,586	令和7年度 ↓ 令和8年度		3,586
同 上 (令和7年度設定子ども健康課分)	20	令和7年度 ↓ 令和8年度		20
同 上 (令和7年度設定子育て相談支援課分)	334	令和7年度 ↓ 令和8年度		334
同 上 (令和7年度設定環境総務課分)	2,653,600	令和7年度 ↓ 令和8年度		2,653,600

左の財源内訳			一般財源
特定期	定財源	その他の	
国 県 支 出 金	市 債	千円	千円
			43,078
			20,679
			105,561
			64,741
			88,272
			2,791
3,008			56,228
		4,735	
74			19,489
			6,443
851			2,735
			20
222			112
		462,192	2,191,408

事　　項	限　度　額	当　該　年　度　以　降　の		
		支　出	予　定	額
		期　間	金　額	
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定産業企画課分)	千円 267,695	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 267,695	
同 上 (令和7年度設定建設総務課分)	182,921	令和7年度 ↓ 令和8年度	182,921	
同 上 (令和7年度設定都市総務課分)	331,014	令和7年度 ↓ 令和8年度	331,014	
同 上 (令和7年度設定会計課分)	177	令和7年度 ↓ 令和8年度	177	
同 上 (令和7年度設定議会事務局分)	3,086	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,086	
同 上 (令和7年度設定農業委員会事務局分)	2,320	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,320	
同 上 (令和7年度設定教育委員会総務課分)	45,373	令和7年度 ↓ 令和8年度	45,373	
同 上 (令和7年度設定学事課分)	107,687	令和7年度 ↓ 令和8年度	107,687	
同 上 (令和7年度設定教育研究所分)	3,370	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,370	
同 上 (令和7年度設定生涯学習室分)	10,382	令和7年度 ↓ 令和8年度	10,382	
同 上 (令和7年度設定太平山自然学習センター分)	13,139	令和7年度 ↓ 令和8年度	13,139	
同 上 (令和7年度設定自然科学学習館分)	8,682	令和7年度 ↓ 令和8年度	8,682	
同 上 (令和7年度設定中央図書館明徳館分)	5,170	令和7年度 ↓ 令和8年度	5,170	
同 上 (令和7年度設定秋田商業高等学校分)	2,801	令和7年度 ↓ 令和8年度	2,801	

左の財源内訳			
特定期	財源	内訳	一般財源
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	
千円 5,797	千円	千円 14,163	千円 247,735
		4,440	178,481
		298,793	32,221
			177
			3,086
156			2,164
			45,373
866			106,821
			3,370
			10,382
			13,139
			8,682
			5,170
		2,801	

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の		
		支 出	予 定	額
		期 間		金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定御所野学院高等学校分)	千円 2,273	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 2,273
同 上 (令和7年度設定秋田公立美術大学附属高等 学院分)	748	令和7年度 ↓ 令和8年度		748
同 上 (令和7年度設定消防本部総務課分)	63,736	令和7年度 ↓ 令和8年度		63,736

(変 更)

事 項	限 度 額	当 該 年 度 以 降 の		
		支 出	予 定	額
		期 間		金 額
住民基本台帳業務関連システム標準化対応 経費	千円 補正前 7,334	令和7年度 ↓ 令和8年度		千円 7,334
	補正額 2,789	令和7年度 ↓ 令和8年度		2,789
	補正後 10,123	令和7年度 ↓ 令和8年度		10,123

左の財源内訳			一般財源
特定期	定財源	その他の	
国 県 支 出 金	市 債	千円	千円
			2,273
		467	281
			63,736

左の財源内訳			一般財源
特定期	定財源	その他の	
国 県 支 出 金	市 債	千円	千円
			7,334
			2,789
			10,123

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区分	前年度末現在高 見込額	当該年度中			
		当該年度中起債見込額			
		補正前の額 前年度から の繰越分	当該年度分	補正額	計
1 普通債	91,559,076	7,079,400	10,569,100	152,900	17,801,400
(1) 土木	35,162,156	3,958,900	4,687,800		8,646,700
(2) 農林水産	3,313,061	452,300	243,300		695,600
(3) 教育	16,601,551	1,496,500	1,458,800	98,200	3,053,500
(4) 公営住宅	2,509,384		34,000		34,000
(5) 保健衛生	6,948,200	581,600	227,500	54,700	863,800
(6) 消防	2,774,261	351,200	1,208,600		1,559,800
(7) 民生	1,595,874		134,400		134,400
(8) 商工	108,757		829,600		829,600
(9) 過疎債	735,233		79,000		79,000
(10) その他	21,810,599	238,900	1,666,100		1,905,000
2 災害復旧債	1,820,719	134,500	45,800	4,800	185,100
(1) 土木	512,809	49,100	43,900		93,000
(2) 農林水産	246,556	50,600	1,900	4,800	57,300
(3) 教育	57,651				
(4) 保健衛生	985,903				
(5) 公営住宅	17,800	34,800			34,800
3 その他	51,059,537				
地域総合整備					
(1) 資金貸付金	245,779				
(2) 減収補てん債	1,041,800				
(3) 減税補てん債	74,565				
(4) 臨時財政対策債	49,563,193				
(5) 歳入欠かん等債	134,200				
合計	144,439,332	7,213,900	10,614,900	157,700	17,986,500

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位:千円)

増 減 見 込			当該年度末 現在高 見込額
当該年度中元金償還見込額		計	
補正前の額	補正額	計	
7,851,464		7,851,464	101,509,012
2,942,049		2,942,049	40,866,807
170,492		170,492	3,838,169
1,239,897		1,239,897	18,415,154
188,142		188,142	2,355,242
647,194		647,194	7,164,806
486,318		486,318	3,847,743
94,125		94,125	1,636,149
9,879		9,879	928,478
54,793		54,793	759,440
2,018,575		2,018,575	21,697,024
160,009		160,009	1,845,810
60,751		60,751	545,058
32,247		32,247	271,609
1,013		1,013	56,638
65,998		65,998	919,905
			52,600
4,737,351		4,737,351	46,322,186
31,712		31,712	214,067
67,754		67,754	974,046
61,200		61,200	13,365
4,532,131		4,532,131	45,031,062
44,554		44,554	89,646
12,748,824		12,748,824	149,677,008

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 866,242 千円

上記のうち特定財源 216,486

差 引 一 般 財 源 649,756

こ の 補 て ん

(単位:千円)

款	金額	項	金額
16 国 庫 支 出 金	132,065	2 国 庫 補 助 金	132,065
19 寄 附 金	351,000	1 寄 附 金	351,000
21 繰 越 金	166,691	1 繰 越 金	166,691
計	649,756		

土 地 区 画 整 理 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支出予定期間	金額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	千円 12,495	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 12,495

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳	
特定期	財源	その他	一般入	会計金
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円		千円	千円 12,495

市 営 墓 地 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支出予定期間	金額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	千円 6,985	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 6,985

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特定期	財源	内	一般会計
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	繰 入 金
千円	千円	千円 6,985	千円

公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
4 繰越金	7,700	2,591	10,291
歳入合計	479,140	2,591	481,731

歲出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 409, 634	千円 2, 591	千円 412, 225
歳出合計	479, 140	2, 591	481, 731

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般会計繰入金 千円
特 定 国県支出金 千円	財 市 債 千円	源 そ の 他 千円	2,591	
0	0	2,591	0	0

2 歳 入

4款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 7,700	千円 2,591	千円 10,291	1 前年度繰越金	千円 2,591
計	7,700	2,591	10,291		

説	明	
01 前年度繰越金	(産業企)	千円 2, 591

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般会計 繰 入 金	
				特 定 財 源					
				国県支出金	市 債	その他の			
1 一般管理費	千円 409,634	千円 2,591	千円 412,225	千円	千円	千円 2,591	千円		
計	409,634	2,591	412,225	0	0	2,591	0		

節		説	明
区分	金額		
26 公課費	千円 2,591	【産業振興部関係】	千円 2,591
		市場運営経費	2,591

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支出予定期間	金額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	千円 114,675	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 114,675

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳	
特	定	財	源	内
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 繰 入	般 会 計 金
千円	千円	千円	千円	千円
		80,273		34,402

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区分	前年度末現在高 見込額	当該年度中			
		当該年度中起債見込額			
		補正前の額 前年度から の繰越分	当該年度分	補正額	計
1 普通債	386,481				
(1) 公設地方卸売市場	386,481				
合計	386,481				

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位:千円)

増 減 見 込			当該年度末
当該年度中元金償還見込額			
補正前の額	補正額	計	現在高 見込額
44,962		44,962	341,519
44,962		44,962	341,519
44,962		44,962	341,519

大森山動物園会計
補正予算事項別明細書

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支出予定期間	金額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	千円 22,068	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 22,068

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳	
特定期	財源	その他	一般入	会計金
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円	千円 1,753		千円 20,315

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区分	前年度末現在高 見込額	当該年度中		
		当該年度中起債見込額		
		補正前の額 前年度から の繰越分	当該年度分	補正額 計
1 普通債	403,671		69,900	69,900
(1) 大森山動物園	403,671		69,900	69,900
合計	403,671		69,900	69,900

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位:千円)

増 減 見 込			当該年度末
当該年度中元金償還見込額			
補正前の額	補正額	計	現在高 見込額
29,455		29,455	444,116
29,455		29,455	444,116
29,455		29,455	444,116

廃棄物発電会計
補正予算事項別明細書

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支出予定期間	金額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	千円 28,953	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 28,953

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳
特定期	財源	その他	一般会計
国 県 支 出 金	市 債	千円	千円
		千円 28,953	

学 校 給 食 費 会 計
補 正 予 算 事 項 別 明 細 書

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支 出 期 間	予 定 金 額
学校給食物資安定供給業務委託経費	千円 4,816,909	令和7年度 ↓ 令和10年度	千円 4,816,909
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	3,448	令和7年度 ↓ 令和8年度	3,448

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内訳			一般会計 繰入金
特定期	財源	その他	
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円	千円 3,464,299	千円 1,352,610
			3,448

國 民 健 康 保 險 事 業 會 計
歲 入 歲 出 補 正 予 算 事 項 別 明 細 書
(事 業 勘 定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰越金	1	404	405
歳入合計	29,676,901	404	29,677,305

歲出

款	補正前の額	補正額	計
7 諸支出金	千円 19,758	千円 404	千円 20,162
歳出合計	29,676,901	404	29,677,305

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般会計繰入金 千円
特 定 国県支出金 千円	財 市 債 千円	源 そ の 他 千円	404	
0	0	404	0	0

2 歳 入

7 款 繰越金

1 項 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 繰越金	千円 1	千円 404	千円 405	1 前年度繰越金	千円 404
計		1	404	405	

説	明	
01 前年度繰越金	(国保年)	千円 404

3 歳 出

7 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般会計 繰 入 金	
				特 定 財 源					
				国県支出金	市 債	その他の			
5 その他償還金	千円 1	千円 404	千円 405	千円	千円	千円	千円 404	千円	
計	19,757	404	20,161	0	0	0	404	0	

節		説	明
区分	金額		
22 償還金、利子 及び割引料	千円 404	【市民生活部関係】 その他償還金	千円 404 404

債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度

(追 加)

事 項	限 度 額	当該年 度 以 降 の	
		支 出	予 定 額
		期 間	金 額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	千円 373,266	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 373,266

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳	
特	定	財	源	内
国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 繰 入	般 会 計 金
千円 157,224		千円 131,167		千円 84,875

母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計
補正予算事項別明細書

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支出予定期間	金額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	千円 39	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 39

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳	
特定期	財源	その他	一般入	会計金
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円		千円	千円 39

介護保険事業会計
歳入歳出補正予算事項別明細書
(保険事業勘定)

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
7 繰入金	4,670,598	19,074	4,689,672
歳入合計	31,631,382	19,074	31,650,456

歲出

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	千円 326,100	千円 19,074	千円 345,174
歳出合計	31,631,382	19,074	31,650,456

補 正 額 の 財 源 内 訳				一般会計繰入金 千円
特 定 国県支出金 千円	財 市 債 千円	源 そ の 他 千円		
				19,074
0	0	0		19,074

2 歳 入

7 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
5 事務費等繰入金	千円 337,028	千円 19,074	千円 356,102	1 事務費等繰入 金	千円 19,074
計	4,670,597	19,074	4,689,671		

説	明	
01 事務費等繰入金	(福祉総)	千円 19,074

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				一般会計 繰 入 金	
				特 定 財 源					
				国県支出金	市 債	その他の			
1 介護保険制度運営費	千円 326,100	千円 19,074	千円 345,174	千円	千円	千円	千円 19,074		
計	326,100	19,074	345,174	0	0	0	0	19,074	

節		説明
区分	金額	
12 委託料	千円 19,074	【福祉保健部関係】 千円 19,074
		介護保険事務処理システム等更新・運用経費 19,074

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支出し予定期間	金額
介護保険事務処理システム等更新・運用経費（現行システム分）	千円 67,654	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 67,654
介護保険関連サービス委託経費等	45,474	令和7年度 ↓ 令和8年度	45,474
施設設備管理費及び機器使用料等（令和7年度設定福祉総務課分）	6,453	令和7年度 ↓ 令和8年度	6,453

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左 特 国 県 支 出 金	財 源 内			一 般 会 計 繰 入 金
	定 財	源	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
23,926		13,562		67,654
				7,986
				6,453

後期高齢者医療事業会計
補正予算事項別明細書

**債務負担行為で翌年度以降にわたる
又は支出額の見込み及び当該年度**

事項	限度額	当該年度以降の	
		支出予定期間	金額
施設設備管理費及び機器使用料等 (令和7年度設定)	千円 3,263	令和7年度 ↓ 令和8年度	千円 3,263

ものについての前年度末までの支出額
以降の支出予定額等に関する調書

左の財源内			訳	
特定期	財源	その他	一般入	会計金
国 県 支 出 金 千円	市 債 千円		千円	千円 3,263

令和 7 年度秋田市水道事業会計
補 正 予 算 実 施 計 画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額(見込)		当該年度以降の支払義務発生額予定期		左の財源内訳 損益勘定留保資金等
		期間	金額	期間	金額	
施設設備管理費及び機器使用料等	千円 948,727	—	千円 —	令和7年度から 8年度まで	千円 948,727	千円 948,727
水道施設切廻等業務委託経費	148,400	—	—	令和7年度から 8年度まで	148,400	148,400
鉛製給水管取出部解消業務委託経費	57,400	—	—	令和7年度から 8年度まで	57,400	57,400
配水管整備事業	652,000	—	—	令和7年度から 8年度まで	652,000	652,000
電気防食装置更新工事	50,000	—	—	令和7年度から 8年度まで	50,000	50,000

令和 7 年度秋田市下水道事業会計
補 正 予 算 実 施 計 画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額(見込)		当該年度以降の支払義務発生額予定期		左の財源内訳 損益勘定留保資金等
		期間	金額	期間	金額	
施設設備管理費及び機器使用料等	千円 79,146	—	千円 —	令和7年度から 8年度まで	千円 79,146	千円 79,146
汚水ポンプ場等維持管理業務	180,964	—	—	令和7年度から 8年度まで	180,964	180,964
管渠建設事業	1,153,000	—	—	令和7年度から 8年度まで	1,153,000	1,153,000
浸水対策下水道事業	510,000	—	—	令和7年度から 8年度まで	510,000	510,000

令和 7 年度秋田市農業集落排水事業会計
補 正 予 算 実 施 計 画

債務負担行為に関する調書

(追加)

事項	限度額	前年度末までの支払義務発生額(見込)		当該年度以降の支払義務発生額予定期		左の財源内訳 損益勘定留保資金等
		期間	金額	期間	金額	
施設設備管理費及び機器使用料等	千円 12,210	—	千円 —	令和7年度から 8年度まで	千円 12,210	千円 12,210
農業集落排水処理施設維持管理包括業務委託	86,900	—	—	令和7年度から 12年度まで	86,900	86,900
個別排水処理施設維持管理包括業務委託	125,950	—	—	令和7年度から 12年度まで	125,950	125,950